

税金 50 万 円 を 取 り 返 せ !

## Part2

【スーツネクタイ代】・【タクシード】から【接待キャバクラ代】まで  
2013年から新税制がスタート!

# 「どこまで認められる?」実例大研究

## サラリーマンの必要経費控除



給与所得者の「特定支出控除」が改正され、今年からサラリーマンの節税の機会が大幅に拡大されることになった。「夏用のスーツを新調した」「仕事のスキルアップのために語学セミナーに通い始めた」——そんな場合、領収証は捨てずに取っておきたい。それが必要経費として認められ、たっぷりと税金が戻ってくるからだ。

\*

特定支出控除とは、自営業者らに比べて課税上、不利な扱いを受けていた。

いるサラリーマンを救うために設けられた制度だ。ごく簡単にいうと、サラリーマンの必要経費。

施行されたのは昭和62年。ある私立大学の教授が、「事業所得者には必要経費を認めるのに、給与

所得者に認めないのは不公平だ」

という訴訟を起こしたことがきっかけだった。

そもそもサラリーマンには年収に応じて決まる一定額の「みなし必要経費」(給与所得控除)がある。

しかし、交際費などで自腹を切る機会も多く、それだけでは物足りないという人が少なくなかつた。

そこで、給与所得控除を超えた額の「特定支出」が所得から差し引かれた。

かかるという、サラリーマンのための税制優遇措置として、特定支出控除はかねてから存在していた。いくらぐらい優遇されるのかといふと、たとえば年収6000万円の人の給与所得控除は174万円。その額を超える特定支出が控除されてきたわけだが、額が大きいため、制度を利用する人はごくわずかだった。実際、昨年は日本全国で4人しか申告していない。

そこで、形骸化した制度を改めようという議論が進み、今年1月から適用範囲が拡大された。給与所得控除の2分の1を超える額が特定支出と認められるようになり、さらに今まで認められなかつた図書費や衣服費、交際費などが、新たに「勤務必要経費」として認めなくなつたのである。

では、具体的にはどんな項目が経費として認められるのだろうか。

(通勤費)

通勤のために必要な交通機関の運賃、または交通用具の使用のための支出(航空機は除く)。電車やバスなどの公共交通機関はもちろん、夜、残業や接待でうつかり終電を逃した時のタクシードなども認められるケースがある。ただし、会社で支給されている定期券代など

の交通費は対象外だ。自動車通勤の場合はガソリン代や有料道路の

くなつたのである。

年収6000万円であれば、87万円を超える特定支出があれば、その分が経費として控除される。人によつては10数万円もの税金が戻つてくるケースもあるから、使わない手はない。

では、具体的にはどんな項目が経費として認められるのだろうか。



## 実例 Q&A

## 勤務必要経費

実例  
Q&A

資格取得費

**A** 企業の経理部に所属しており税理士資格取得のため専門学校に通っている。経費として認められるか?  
**Q** 専門学校の入学金、学費、参考書代、その学校に通う交通費まで認められる。課題を作成するために必要なもの。

**A** 合否に關係なく認められる。  
**Q** 職務に直接必要な資格取得のため専門学校に通つたが、資格試験に落ちてしまった。その年の学費などは認められない?

**A** 今は総務部だが、将来的に法務部への異動を視野に入れており、弁護士の資格取得の勉強を始めた。 られない。  
**Q** 現在の職務の遂行に直接必要なものでなければいけないので、認められないと困る。



パソコンやブ  
ンターなど  
機器は認め  
れない。

**A** **Q**  
読解力や文書作成などはお蔵に  
ならない?  
**Q** 雑誌は金融や産業などの専門誌  
が主に対象だが、「自社商品の購入  
のマニュアル」のためなどと職務  
への必要性で購入されることは珍らしく  
ない。ケースは考ふる。  
**Q** 電子書籍とそれを読み込むため  
のリーダーは?

**A** 私服出社が慣習的な会社なら、  
服装規定となる?  
服装規定の高・私服は制服とみな  
されなかつた認められない。アバ  
ルメーク勤務で自社の服を着るよう

A に。自縛を切るべになら。

**A** 象、金融関係の会員がビジネス  
紙などの専門紙を買う場合は文句なく  
認められる。「一般日刊紙などの記事が職  
務に関連するかを証明する必要がある。  
しかし、宅配制度が根付いている日本の  
日刊紙は買わないで中身がわからなかった  
め、「職務に関連する」と広義の意味で、  
認められるのでしょうか? (落合氏)

**〔衣服費〕**  
Q スーツ着用が義務付けられている会社だが、イタリア製の高級スーツでも認められる。  
A 金額は問われていないので、高価な商品でも認められる可能性が高い。しかし、合計で65万円の上限があるワニシニヤ、ネクタイなどのステッカーパーク

〔図書費〕  
Q 朝日新聞を定期購読している。」  
A 『朝日』に専属する書籍や所蔵が付  
れは認められる?

**A** 電子書籍の購入費は対象となるが、リーダーなどの機器は認められない。ちなみにDVDの購入、レンタル代などは除外。

いわれて、いる場合など、「職務」に直接必要だと説明できれば認められるでしょう」  
（落合氏）

たとえばスーツのよう着用が社内規定で明文化されていないものでも、着用が慣行になつてゐる場合も思ひうる。

たとえばスーツのよう着用が社内規定で明文化されていないものでも、着用が慣行になつてゐる場合も思ひうる。

**Q** まだ取引実績はないが、今後の新規開拓のために使った交際費は特定支出として認められる？

合は認められる  
〈勤務必要経費——文際費等〉

**A** 費ならば対象となるはず。  
**Q** 会社の同僚3人と明日の会議の打ち合わせを兼ねた飲み会をした。これは文部省の範疇に入る?

の飲食費がこれ。国税庁によれば  
（得意先、仕入先その他の事業に関連する者等に対する接待、供應關係のある者等に対する接待、供應  
慰安、贈答その他これらに類する行為（中略のための支出）とい  
うのが定義だという。得意先やク  
ライアントを接待した飲食費だけ

A に。自縛を切るべになら。

でなく、クラブやキヤバクラでの飲み代、接待ゴルフも対象となるこれら勤務必要経費は3つ合わせて年間65万円が上限だ。

法律の条文に照らし合わせると、以上のような項目が経費として認められることになる。

たしかに、「伝告費」や「弔事費」

**A** 現在の職務の遂行に直接必要なものでなければいけないので、認められない。

例がなく、どこまで認められるのかがわからづらい。

## 年収400万円のモデルケース

### 給与所得控除額(134万円) / 2 = 67万円

通勤費(深夜帰宅タクシー代など)	年間7万円
コミュニケーションスキル研修	約10万円
リーダーシップ研修	約15万円
上記の関連交通費など	年間1万円
新聞購読料(朝、夕)	年間約4万7000円
職務関連書籍購入費	年間3万円
スーツ代(1着4万円を2着)	8万円
ワイシャツ(5000円×4枚)	2万円
ネクタイ(5000円×2本)	1万円
交際費(月4万円分の会食費など)	48万円
<b>合計</b>	<b>98万円</b>

特定支出控除額 98万 - 67万 = 31万円

所得税率10%、住民税率10%

**節税額は6万2000円**

## 年収700万円のモデルケース

### 給与所得控除額(190万円) / 2 = 95万円

税理士の資格取得学校	約60万円(入学料、学費込み)
上記に関連する交通費	年間4万円
通勤費(深夜帰宅タクシー代)	年間8万円
新聞購読料(朝、夕)	年間4万7000円
職務関連書籍購入費	年間4万円
スーツ代(10万円×2着)	20万円
ワイシャツ(1万円×4枚)	4万円
ネクタイ(1万円×2本)	2万円
交際費(月5万円の会食費)	年間60万円
接待ゴルフ(月1回)	年間24万円
<b>合計</b>	<b>137万円</b>

特定支出控除額は137万 - 95万 = 42万円

所得税率20%、住民税率10%

**節税額は12万6000円**

国税庁の資料を元に、特に不明瞭な4項目についてQ&Aのケーススタディを作成した。実際の運用はまだ始まっているのであくまで想定だが、思われるものが経費になることがわかるだろう。

注意点もある。税理士の落合孝裕氏がいう。

「どの項目も『給与等の支払者』つまり会社が認めることが必要です。交際費であれば、『誰々と業務に関する打ち合わせのために飲食した』と会社に申告し、ハンコを捺してもらわなければいけない。ただし、会社はそれが特定支出だと認めても損はないので、柔軟

に認めてくれる可能性は高い」もうひとつネットになるのが、税務署のチェックだが、これも現状では「甘くなるのではないか」という声が多い。というのも、改正後の確定申告は来年が初めてであり、過去の事例から鑑みることもできない。税務署も最初は様子を見だらうと見られている。

初年度に関しては、とりあえずグレーゾーンだと思っても幅広く申告したほうがお得かもしれない。

実際の申告についてだが、確定申告が初めてのサラリーマンでも税理士に依頼する必要はまったくない。非常に簡単なので、ぜひ自

大前提として、領収証を自分の名前でとつておくこと。領収証を取り忘れたらレシートでも構いません。どちらも発行されない交通費などはメモ書きでも認められるケースもあります。

ただし、それらを年度末に一気に計算しようとしても、「これはいつ何に使った経費なのかな……」と悩むことになり、時間も手間もかかってしまいます。普段から表計算ソフトなどを使って項目別に集計しておくと便利です。支出が

あるたびに記載する習慣があれば申告時に慌てるかもしれません」

その後、集めた領収証やレシートの束を会社に提出し、会社がこれら特定支出に対する証明書を発行することになる。これまでは申請する人はほとんどなかったから、会社側が制度を知らないことも多い。事前に会社の窓口がどこかなど調べておくとスマーズだ。申告すれば左に並べたモデルケースのように、10万円以上の税金が還付金として戻ってくることが十分ありえる。来年から春はサラリーマンの「臨時ボーナスシーズン」になるかもしれない。